ORT CENTER TIMES

少年サポートセンタータイムズ



令和4年5月号

非行につながる不良行為とは?

不良行為には、「深夜はいかい」、「喫煙」、「飲酒」、「金品持ち出し」等があり、不良行為を発 見した段階で、適切な指導・助言を行うことが非行防止に繋がります。

警察職員が不良行為をする少年を発見した場合は、本人に直接指導した上で保護者等へ連絡し、 家庭等における必要な指導をお願いしています。

深夜はいかい

深夜まで出歩いていると、犯罪被害に遭う可能性が高くなります。 また、不良グループ等にも目をつけられやすくなり、犯罪行為に加担 するよう強要されることがあります。



喫煙・飲酒

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、健康面へ の影響や非行防止等の観点から、20歳未満の喫煙・飲酒は引き続き法律 で禁止されています。



金品持ち出し

保護者等の金品を無断で持ち出す行為(現金やクレジットカードを 無断使用し、ゲーム課金等する行為も含む)を指します。

エスカレートすれば、万引き等の非行に発展するおそれがあります。





少年の行動に関心を持っ 不良行為表表然に防止!



県民総ぐるみの特殊詐欺対策その② ~ 家族の絆で被害を防止

家族だけの合言葉を決めておきましょう!

発行:埼玉県警察本部生活安全部少年課 048-832-0110